

# 保育料の軽減措置を拡大します



改正後は、年齢に関係なく

第2子 ⇒ 半額

第3子 ⇒ 無料

となります。

平成22年度から、町内公立保育園の保育料の軽減措置が拡大されます。

対象となるのは、3歳未満児で、第2子については半額(従前は同時入所のみ半額)、第3子以降については無料(従前は軽減措置なし)となります。なお、3歳児以上については、これまでどおり第2子が半額、第3子以降が無料となります。

## ●対象者

18歳以下の子を扶養している世帯で、「保育園」に入園している第2子以降の園児が対象となります。

(例1) 8歳、5歳、1歳の子どもがいる世帯で、5歳、1歳の子どもが保育園に入園している場合

5歳の第2子保育料は 半額

1歳の第3子保育料は 無料

(例2) 19歳、10歳、2歳の子どもがいる世帯で、2歳の子どもが保育園に入園している場合

2歳の第3子保育料は第2子扱いとなり半額

今回の改正で、年度の途中で入園した児童については、保育料の算定基準日を当該年度の4月1日における年齢が適用される(従前は入所月の満年齢を適用)こととなります。



## 新婚カップル

## 町挙げて門出を祝福

町では、4月から婚姻届を役場窓口へ直接提出したカップルに、二人の門出を祝福し、新生活を応援することを目的に「めおと小野獅子」に「町長からの祝福メッセージカード」を添えて贈呈するサービスを開始しました。

4月16日、婚姻届を提出するため役場窓口を訪れた、松本真洋さん(塩庭二区)、恵さん(平田村)に宍戸町長が「いつまでもお互いを支え合いながら幸せな家庭を築いてください。」とメッセージを読み上げ、「めおと小野獅子」と「町長からの祝福メッセージカード」を手渡しました。

お二人の末永い幸せを心よりお祈りします。



宍戸町長からめおと獅子を贈呈される松本さん夫妻